再保証委託契約約款

本約款は、申込人が、ジャックスリース株式会社（以下「リース会社」といいます。）に対し負うリース契約（以下「原契約」といいます。）上の債務について、株式会社ジャックス（以下「保証会社」といいます。）が保証（以下、原契約上の申込人の債務の保証のために、リース会社と保証会社との間で締結される保証契約を「元保証契約」といいます。）することに関し、株式会社IDOM CaaS Technology（以下「当社」といいます。）に対して再保証（以下「本再保証」といいます。）を委託する契約（以下「本契約」といいます。）の成立条件、内容等を規定するものです。申込人は、本約款の内容を確認し同意した上で、本契約の申込みを行うものとします。

第１条（再保証委託の合意）

１．本再保証は、保証会社が元保証契約に基づきリース会社に対し保証債務を履行（以下「保証会社による代位弁済」といいます。）した場合に、保証会社が申込人に対して取得する求償権に係る申込人の金銭債務について当社が保証するものです。

２．当社は、申込人による本再保証の委託の申し出があった場合に、当社所定の基準により本再保証の諾否を決定し、所定の手続きを経て保証会社と申込人との間で元保証契約にかかる保証委託契約が成立した時点で、本契約は成立するものとします。なお、当社は、承諾しなかった場合であっても、その理由を申込人に通知いたしません。

３．本契約の有効期限は、原契約の期間と同一とします。

４．本契約を締結する場合、原契約の支払い条件にかかわらず、原則として原契約が開始された翌月に一か月分のリース料およびボーナス加算がある場合はその加算額を支払いするところから支払い開始するものとします。

５．第３項にかかわらず、本契約の効力は、原契約が終了した場合であっても、原契約に基づき申込人がリース会社に対し負担する債務が存在し、元保証契約が当該債務を保証する内容である場合には、申込人がリース会社に対し債務を全額弁済するまで（保証会社が保証債務を履行した場合は、当該履行に伴い生じる求償権に係る債務を申込人が保証会社に対し全額弁済するまで）の間は存続します。

６．申込人は、本契約の申込みにあたり、当社が別途定める個人情報の取り扱いに関する規定を定めた「プライバシーポリシー（名称の以下を問わない）」に同意いただく必要があります。

７．第２項にかかわらず、当社は、いつでも将来に向けて、一切の費用を負担することなく、本契約を解除できるものとします。

第２条（再保証債務の履行）

１．申込人が原契約に定める債務の履行を遅滞したとき、又は期限の利益を喪失したときに、保証会社による代位弁済が行われた場合、当社は保証会社の請求に基づき、申込人に何ら通知･催告することなく、保証会社に対し本再保証に係る保証債務（以下「再保証債務」といいます。）の全部又は一部を履行（代位弁済）できるものとします。ただし、申込人が当社に対して保証会社及びリース会社からの請求に対抗できる事由があることをあらかじめ通知していたにもかかわらず、当社が通知なく保証会社に対して再保証債務を履行した場合には、申込人は保証会社及びリース会社からの請求に対抗できた事由をもって当社に対抗することができるものとします。

２．当社が再保証債務の履行をした場合、当社は申込人に対して、当該履行額および付随する一切の費用等についての求償権を取得します。前項ただし書の場合を除いては、申込人は、原契約及び元保証契約に係る事由（車両が契約に適合しないこと及びメンテナンス契約の不履行等、契約の取消等）を理由として、当社への弁済を拒否することはできません。

３．当社が再保証債務の履行をした場合、当社は申込人に対しその旨通知するものとします。

第３条（求償債務等の範囲）

当社が保証会社に対して再保証債務を履行した場合、申込人は当社に対し、当社の請求に基づき直ちに以下の金銭を弁済します。

（１）当社が保証会社に支払った全額

（２）前号の支払日の翌日から完済に至るまで、年14.6％の割合による利息

（３）当社が求償権の行使、および債権保全に要した一切の費用

（４）その他、当社が再保証債務を遂行するために要した費用相当額

第４条（弁済の充当順位）

前条に基づく申込人の弁済額が、本契約から生じる当社に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、当社が適当と認める順序、方法により充当できます。なお、申込人について、当社に対する複数の債務があるときも同様とします。

第５条（車両の引き渡し及び処分並びに所有権移転）

１．当社が保証会社に対し再保証債務を履行したときは、申込人は当社に対し、直ちに原契約に係る車両を引き渡し、当社はこれを占有できるものとします。

２．第３条にかかわらず、当社は、当社が必要と認める場合には、前項により引き渡しを受けた車両の価格を、当社が定める相当な算定基準に基づく計算又は一般財団法人日本自動車査定協会の評価、その他の合理的な方法で決定し、その価額を、申込人の当社に対する債務の弁済に充当できるものとします。なお、その価額が債務全額に満たない場合、申込人は残債務を直ちに当社に支払うものとします。また、その価格もしくは充当後に当社が車両を売却した場合における利益（売却代金から売却に係る諸経費を差し引いた金額）が債務全額を超える場合であっても、当社は余剰分を申込人に提供しないものとします。

３．当社が保証会社に対し再保証債務を履行したときは、原契約に基づき申込人にリースされている車両の所有権は、リース会社または保証会社から当社へ移転されます。

第６条（求償権の事前行使）

１．保証会社がリース会社に対し元保証契約に基づく保証債務を履行したときに、申込人に次の各号の事由が一つでも生じたときには、第３条各号に定める金銭の全部又は一部について求償権を事前に行使できるものとします。ただし、残債務に照らして十分な供託または担保の提供をした場合には、申込人は当社からの事前の求償権の行使に応じないことができるものとします。

（１）仮差押・差押・仮処分もしくは競売の申請または破産・民事再生手続開始の申立てがあったとき。

（２）公租公課につき差押、または保全差押を受けたとき。

（３）振り出した手形、小切手が不渡りとなったとき。

（４）原契約に基づき申込人がリース会社に対し負担する債務の一部でも履行を遅延したとき（申込人に対する求償権の行使の場合に限るものとします。）

（５）元保証契約に基づき申込人が保証会社に対し負担する債務の一部でも履行を遅延したとき（申込人に対する求償権の行使の場合に限るものとします。）

（６）リース会社、保証会社又は当社に対する他の債務の一つでも期限の利益を喪失したとき。

（７）当社に対する住所変更の届出を怠る等の申込人の責に帰すべき事由によって、当社において申込人の所在が不明となったとき。

（８）前各号のほか、債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

２．前項に基づく事前求償権の行使をした場合においても、当社がその後、再保証債務の履行をする場合は、第２条第１項ないし第３項を準用するものとします。

３．第１項に基づく事前求償権を行使し申込人から金銭を当社が受領したものの、その後当社が保証会社に対し再保証債務の履行をしないことが確定した場合には、当社は、当該金銭を速やかに申込人に返還するものとします。

第７条（解約の場合の精算）

当社が申込人に対して求償権を有する場合において、原契約の解約によりリース会社が損害保険会社から受領した動産総合保険金は、当社の申込人に対する求償債権額を限度として、リース会社から保証会社を通じて当社に支払われるものとします。

第８条（住所の変更等）

１．申込人は、氏名、住所、電話番号、勤務先、職業等の事項に変更が生じたとき、もしくは申込人に係る後見人、保佐人、補助人、任意後見監督人が選任された場合には、遅滞なく当社の定める方法により当社に通知し、当社の指示に従います。

２．申込人は、前項の通知を怠り、当社からの通知又は送付書類等が延着又は不到達となっても、当社が通常到達すべき時に到達したものとみなすことに異議ないものとします。但し、やむを得ない事情があるときには、この限りでないものとします。

第９条（調査及び通知）

１．申込人は、財産、収入、経営､負債、業績等について当社から情報の提供を求められたときには、直ちに通知し、帳簿閲覧等の調査に協力します。

２．申込人は、財産、収入、信用等を当社もしくは当社の委託する者が調査しても何ら異議を述べないものとします。

第１０条（過剰返済・相殺処理の取扱い）

申込人が第３条に定める債務の残債務を超える返済をした場合、当社は、かかる返済により生じた預り金には当社は利息を付さず、申込人名義の指定金融機関への振込その他当社所定の手続きにより返金するものとします。なお、振込手数料は、申込人が残債務を超える返済をした原因が当社にある場合を除き、申込人の負担とします。

第１１条（求償権の譲渡・委託等）
申込人は、当社が将来、本契約から生じた一切の求償権を金融機関、債権回収会社その他の第三者に対して譲渡又は担保に供することを予め同意します。また、申込人は、当社が求償権の管理、回収業務を債権管理回収業に関する特別措置法上の債権回収会社に委託することについても、予め同意します。

第１２条（公正証書の作成）
申込人は、当社の請求があるときは、いつでも公証人に委嘱して、本契約による債務の承認及び強制執行の承諾のある公正証書の作成に必要な一切の手続をとるものとします。なお、この場合の費用については、再保証債務の履行を申込人が遅滞している場合を除き、当社の負担とします。

第１３条（権利の譲渡等）
申込人は、本約款に基づき当社に対して有する権利又は当社に対して負う義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできません。

第１４条（反社会的勢力の排除）
１．申込人は、申込人が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、テロリスト等（疑いがある場合を含む）、日本政府・外国政府・国際機関等が経済制裁の対象として指定する者、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
（１）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
（２）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

（３）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

（４）暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

（５）役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

２．申込人は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。

（１）暴力的な要求行為。

（２）法的な責任を超えた不当な要求行為。

（３）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。

（４）風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為。

（５）その他前各号に準ずる行為。

３．申込人が前２項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は申込人に対し、当該事項に関する調査を行い、また必要に応じて資料の提出を求めることができ、申込人はこれに応じるものとします。

４．申込人が、暴力団員等もしくは第１項各号に該当した場合、もしくは第２項各号の何れかに該当する行為をし、又は第１項の規定に基づく表明･確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、当社は、直ちに本契約の締結を拒絶し、又は本契約を解除することができ、かつ、当社に生じた損害の賠償を請求することができるものとします。この場合、申込人は、申込人に損害が生じたときでも、当社に対し何らの請求をしないものとします。

第１５条（車両の位置情報の取得）

原契約に基づきリースされる車両には、当社指定のＧＰＳ装置を装着の上、当社が必要と考える場合には、当社は車両の位置情報を取得いたします。

第１６条（住民票等取得の同意）

申込人は本契約を行うために申込書（電磁的記録も含みます。）に記載された申込人に相違ないことを確認するため並びに本契約成立後の債権管理のため、当社が住民票の写し、住民票の記載事項証明書、戸籍謄本、戸籍の附票の写し等を取得し利用することに同意します。

第１７条（準拠法）

本契約の成立、効力、履行及び解約に関する準拠法は、日本法が適用されるものとします。

第１８条（分離可能性）

本約款のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本約款の残りの条項及び一部が無効又は執行不能と判断された条項の残りの部分は、継続して完全に効力を有します。

第１９条（管轄裁判所）

申込人は、本契約について紛争が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第２０条（約款等の変更・廃止）

１．当社は、次の各号に該当する場合には本約款を変更又は廃止することができるものとします。

（１）変更の内容が申込人の一般の利益に適合するとき

（２）変更の内容が本約款に係る目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき

２．当社が本約款を変更又は廃止するときは、その変更または廃止の旨、変更の場合の内容及び効力発生時期を当社のウェブサイトでの掲載その他適切な方法により表示または通知するものとします。

３．本約款の変更の効力は、前項の効力発生時期の到来をもって生じるものとします。

【本再保証に関するご相談先】

相談先名：株式会社 IDOM CaaS Technology（お問い合わせ総合窓口）

住所 ：東京都渋谷区神南一丁目 19 番 4 号

電話番号：0120-355-018

電子メールアドレス：norel-info@ict.inc

２０２６年７月７日　制定